応急仮設住宅の供与期間延長に係るフロー概要図（令和元年東日本台風における宮城県の例）

被害状況や公共事業による復旧計画のスケジュール等から
供与期間延長の対象とする要件を検討する

↓

契約終期の１年前頃
(災害救助法適用から１年後頃)

市町村から入居者に再建方法の意向調査を行う

↓

意向調査の結果をもとに，国に対する供与期間延長に係る協議の必要性を検討する
被災市町村の公共事業計画ヒアリング，被災地域の現地調査等を行う

↓

国に対する協議の対象世帯数を確定させるため
市町村から入居者に再建方法の意向調査を行う（追加調査）

↓

契約終期の半年前まで
(災害救助法適用から１年半後頃)

国から協議の同意を得られた場合，延長対象となる契約は供与期間延長に係る手続きへ
延長非対象の契約に対しては，供与終了に向けた事前案内を発送する

※国から同意を得た後の延長対象世帯数増加は，原則認められていない。
※同意を得た後にやむを得ない事情で供与期間内の再建が困難であることが見込まれる場合，市町村と連携し再建支援を行う。